

岸 市 広 第 17 号  
平成 23 年 7 月 6 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

岸和田市長 野口 聖

## 2011年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答

平成23年5月27日に要請のありました標記の要望に対し、以下のとおり回答します。

【要望項目及び回答】

### 1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

(回答)

東日本大震災被災自治体への支援内容及び職員派遣については、以下のとおりでございます。

1. 特例市災害相互応援に関する協定に基づく支援で水戸市へ備蓄水、トイレtpーパー、ブルーシートを支援。
2. 大阪府を通して、毛布とウォーターバックを除くクラッカー、おむつ、防護服などの備蓄物資全部と市処分予定の放置自転車を支援。
3. 緊急消防援助隊大阪府隊として3月11日～3月20日まで消防隊・救命隊を派遣。  
第1次隊 2隊7名  
第2次隊 2隊7名  
第3次隊 3名 増派
4. 岩手県内の市町村支援として大槌町へ  
3月26日～3月31日、一般職員を2名派遣。  
4月4日～4月11日、一般職員を1名派遣。
5. (社)日本水道協会からの要請により、3月30日～6月5日までの間、7日間の期間で上下水道局職員を2名づつ4回派遣。
6. (社)日本看護協会からの要請により、3月30日～4月3日まで看護師を2名派遣。
7. 岩手県宮古市からの要請により、6月13日～7月11日まで保健師1名派遣。また、7月12日～8月11日まで保健師1名を派遣予定。

避難者について

8組16名が避難。うち、2組8名はすでに帰郷。  
赤十字から生活家電6点セットの支給。府より見舞金支給。

現在までのところ、生活保護についての相談、申請はございません。

(イ)住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規(非常勤・嘱託・アルバイト・パート等)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

(回答)

職員の配置については、業務内容等を勘案しながら正規職員や非常勤嘱託員等の配置を行っているところです。また、非常勤嘱託員についても、業務に必要な研修を行っているところです。

(ウ)大阪府からの権限移譲については、体制が整ってないもとの受託はせず拒否すること。

(回答)

大阪府からの権限移譲については、大阪府に対し、移譲事務にかかる職員研修や、大阪府職員からなるサポートチームの派遣などの人的支援を要請し、受け入れ体制の充実を図っていきます。

また、受け入れ体制の強化のため、近隣自治体との広域連携、協力も視野に協議を行っています。

## 2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡しください。)

(回答)

平成22年度、国民健康保険会計のほぼ7%に当たる14億8,400万余円、1人当たり25,047円を一般会計から繰り入れております。財政当局とも、今後も協議してまいります。

保険料の減免については、市民税が非課税あるいは均等割世帯については医療分の所得割60%軽減、また、失業・収入減及び障害者(1級～6級)が世帯主世帯の減免や寡婦(夫)減免及び当市独自の未成年を養育している世帯に考慮した子育て世帯のための減免制度を設けています。

一部負担金減免については、昨年度厚生労働省が示した内容に合わせて、平成23年4月に「岸和田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する規則」を制定し、具体的に定めました。

減免制度については、市のホームページ及び広報紙掲載にてお知らせしています。

- ② 資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対

しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

(回答)

資格証明書発行者については、居所不明者を除いた世帯については納付相談や弁明の機会を設け、短期証への変更に努力しています。何よりも滞納者の実情を知ることが重要であり、個別接触や実態調査などにより納付能力を判定し、悪質滞納者に対しては滞納処分を執行しています。

短期証未更新であっても、給付を止めることはありません。資格は引き続きありますので、世帯主の申し出・相談により保険証を発行させていただいています。

高校生世代までのこどもについては、全員に長期保険証を送付しています。

- ③ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

(回答)

国民健康保険運営協議会は被保険者代表、保険医等代表、公益代表、被用者保険等保険者代表、合計20名の委員で構成されています。被保険者代表は6名で内2名を公募により選出しています。前回改選時には、委員の公募を市広報やホームページでお知らせしています。

運営協議会は公開しており、開催日はその都度ホームページでお知らせしています。傍聴は可能で、配布資料も用意しています。

- ④ 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導については、各保険者に実施が義務付けられました。岸和田市の国保加入者（40歳以上75歳未満）については、特定健康診査の自己負担は無く、無料で受診していただけます。今後も「岸和田市特定健康診査等実施計画書」に基づき、事業を推進してまいります。受診者に魅力ある健診となるよう健診項目の充実を図るよう市長会を通じて国に要望しています。

岸和田市の国保加入者の特定健康診査の実施につきましては、執行委任を受け健康推進課で実施しています。市立保健センターにおいての集団健康診査では、2日間1コースで1日目に特定健康診査と各がん検診、結核健診、肝炎検診、2日目に骨粗しょう症検診、市民歯科健診を実施しています。

集団健康診査以外に、各人の都合に合わせて特定健康診査を受診していただけるように、医療機関にも委託して実施しています。医療機関での受診についても、市内医療機関で受診される場合は、特定健康診査と同時に大腸がん検診や結核健診、また、一部の医療機関では、子宮がん検診や乳がん検診も対象年齢に該当している場合は、希望により同時に受診していただけます。

がん検診等につきましては、市の財政状況なども加味し、受益者負担の原則からも無料制度とはなっておりませんが、検診料の負担軽減のため、生活保護世帯の人、市民税

非課税世帯の人、ひとり親家庭医療証所持の人、身体障害者手帳（1・2級）所持の人、後期高齢者医療被保険者証所持の人に減免制度を設け、受診していただけるよう努力しています。

また、平成21年度より実施しています女性特有のがん検診推進事業については、がん検診推進事業として引き続き実施しており、5月下旬に無料クーポン券の送付もしています。また、今年度より大腸がん検診につきましても無料クーポン券送付を予定しています。

各種がん検診につきましては、受診率の向上を目指し、PRとして、「健康だより」や「市広報紙」、「ホームページ」などの他、ちらし・ポスターを各市民センター、公民館、薬剤師会との連携で薬局薬店に配布。また、小・中学生の保護者にも学校を通じてチラシを配布。66,000戸にチラシを新聞折り込み。40歳・45歳乳がん検診未受診者に受診勧奨通知。講演会でちらし500部を配布しました。今後も皆さまにわかりやすい、効率のよいPRに努めてまいります。

- ⑤ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

(回答)

後期高齢者医療制度の保険料の決定は、広域連合で行います。市町村では保険料を決定しませんので、独自の保険料の軽減はできません。

特別の事情もなく滞納が続く方には短期保険証を発行し、納付相談の機会を確保しています。資格証明書は、発行しておりません。

- ⑥ 大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

(回答)

国民健康保険は国民皆保険を支える基盤的な役割を担っております。しかし社会構造の变革に伴い、国民健康保険の被保険者は高齢者や低所得者の割合が増加しております。

保険制度の趣旨は、被保険者がお互いに支えあうことが基本となりますが、困難な状況となっており健康保険の一元化が必要と考えています。広域化はその一過程と考えます。

国民健康保険事業に係る国庫負担等の増額については、引き続き市長会等を通じ国に要望してまいります。

### 3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

(回答)

第4期の介護保険料は、平成21年度から23年度までの3年間に必要な介護給付費を推計し、それを基に決定しております。計画期間内での保険料額及び所得段階の変更はできません。

介護保険料の独自減免制度は、平成16年度から実施し、平成20年度からは収入要件において、世帯の年間収入額を一人世帯の場合で95万円から110万円に引き上げ、制度の拡充を図りました。また、医療、介護保険の保険料及び本人負担額を収入額から控除しております。預貯金についても現在350万円未満を要件としております。

- ② 国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること

(回答)

介護保険制度では、サービスを受ける際に、滞納、未納となった保険料がある場合は、給付が制限されます。年金天引き制度は高齢者の方が保険料を納め忘れることがなく、給付制限を受けずにサービスを受給できる一因を担っております。また、事業運営を円滑に実施するためには、介護保険料の収入は貴重な財源となっています。ご理解いただきたいと思えます。

なお、現在、確定申告の際に被扶養となっている方の介護保険料が年金天引きの場合は、扶養している方の社会保険料に含むことはできませんが、今後含むことができるようにと制度の改正を要望しております。

- ③ 介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること

(回答)

次期の保険給付費に対する介護保険料枠に充当しています。

- ④ 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

現在は第4期介護保険事業計画に基づき、本市所管の地域密着型サービスの整備を図っているところです。今年度につきましても昨年度と同様に認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備を行っております。

大阪府所管の施設を含め、府と連携してまいります。

- ⑤ 国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

(回答)

今後国の動向を注視するとともに、検討課題であると考えています。

- ⑥ 介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の

低所得者軽減(補足給付)を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

利用料軽減については低所得の方に対して社福軽減を実施しています。H23.3月には社福を利用している軽減対象と考えられる方に対しまして勸奨通知を送付し、軽減推進を実施しました。

- ⑦ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること

(回答)

適切なアセスメントやケアプランに基づき、厚生労働省等のQ&Aや介護保険法の解釈等を参考に、必要なサービスを適切に提供できるよう努めています。

- ⑧ 「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

(回答)

平成24年度中に事業者指定・指導監督の権限移譲がされる予定ですが、移譲後も継続して、大阪府からの技術的な支援も含め、協力が得られるよう努めてまいります。

- ⑨ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること

(回答)

昨年度は無作為抽出ですが日常生活圏域ニーズ調査を含む介護予防事業アンケートを4000名に実施しました。訪問回収を含め回収率約90%であり計画等に有効に反映できると考えています。今後は介護予防アンケートを基本とした日常生活圏域ニーズ調査を含んだアンケートを3年かけ、65歳以上の要支援・要介護認定以外の市民の方々に対しまして、悉皆調査にて実施する予定です。この調査は日常生活圏域での高齢者の実態や地域の課題を抽出し、地域包括ケアの実現を考慮したものです。また、介護保険事業計画の策定にあたっては、学識経験者、事業者とともに市民委員等で構成する介護保険事業等運営委員会において、ご意見、ご審議をお願いしております。

- ⑩ 状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

(回答)

要介護認定調査は全国一律の基準に基づき行われており、具体的な状況は特記事項に記載することとなっています。今後とも認定調査員、審査会委員の研修を行い、より適正で公正な要介護認定に努めてまいります。

#### 4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

(回答)

生活保護の実施体制を整えるには、「標準数」に基づく正規職員の配置は必要と認識しています。市財政の問題もありますが、今後も引き続き経験や熟練を重視した人事配置を検討してまいります。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください)。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

(回答)

岸和田市においても「生活保護のしおり」を作成し、生活保護の権利義務についてお知らせしています。生活保護制度についてわかりやすいものにしていくために、今後も引き続き適宜見直しは必要と考えております。

生活保護の申請にあたっては、申請者が落ち着いて事情を話でき、生活保護について十分説明を受けることが必要であると考えています。本市ではプライバシーを守る面接室において、面接担当員が懇切丁寧に対応し、申請の意思のある方にはまず申請書を交付、受理した上で事情をお聞きするようにしています。

- ③ 通院のための移送費の認定について、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

(回答)

通院のための移送費については、現に必要な最小限度の額を認め、必要な治療が受けられるよう、適切に対応してまいります。

- ④ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

(回答)

生活保護法の医療扶助運営要領には、「医療扶助による診療の給付は、医療券を発行して行うものとする。」と規定されています。医療券方式から改め、医療証方式を採用するよう、国に要望してまいります。

- ⑤ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

原則として、自動車の保有は認めていません。例外的に、事業用品として必要な場合、障害者等が通勤のため必要とする場合や障害(児)者が通院、通所・通学のため必要とする場合等は保有が認められることがあります。

⑥ 実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること

(回答)

被保護者の健康状態、職歴、家族の状況、雇用状況等を総合的に判断の上で、生活保護法第27条1項、2項の趣旨を尊重し、指導及び指示をしています。

## 5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

乳幼児医療費助成制度につきましては、入通院とも就学前児童に助成しています。厳しい財政状況ですが、今後も制度の推進には努力してまいります。

② 全国最低レベルの妊婦検診を全国平均(14回、85000円)なみの補助とすること。

(回答)

昨年度は、妊婦健診14回、49,000円の助成をしていましたが、今年度は昨年の14回に、HTLV-1とクラミジア検査を加えた53,390円の助成になったところでございます。依然、全国平均とは大きな開きがあり、更なる拡充は必要だと認識しております。

しかし、現在の財政状況の中、直ちに全国平均並みまで助成することは困難な状況でございますが、今後も助成額の拡充が出来るよう、府・国へ補助制度が継続されるよう要望しながら検討してまいります。

③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

(回答)

所得基準については、前年度生活保護基準をもとにし、同居の家族全員の所得を合算するものとしております。

手続きにつきましては、申請期間を過ぎた場合でも、市役所においては受付可能ですが、認定された場合の援助については、申請のあった翌月分からの援助となります。

受付、所得確認、認否決定、援助額算定等の事務処理につきましては、現状より早くすることは困難です。

④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

(回答)

昨年度、中学校の昼食のあり方について、市民・学識経験者、学校現場の教職員等で構成された「岸和田市中学校給食検討委員会」において、中学校給食を実施すべきであるとの提言を受け、本市教育委員会では、心身ともに成長期にある中学生に、安心・安全で栄養バランスの取れた昼食を継続的に提供するため、中学校においても学校給食を実施するものとする基本的な考え方を決定しました。現在、大阪府が打ち出した「中学校給食導入促進事業制度」の動向にも目を向けながら、効率的・効果的に実施できるよう、実施方法・運営方法等について研究・検討をしているところであります。

- ⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

(回答)

上記ワクチンの内、子宮頸がんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン並びに小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に沿い、対象年齢のお子さんにつきましては、平成23年2月から今年度末(平成24年3月31日)までの間、市内取り扱い医療機関で、無料で接種を受けていただくことができます。国・府に対して補助制度の継続及び、定期の予防接種化に向け要望しております。

また、新型インフルエンザワクチンにつきましては、平成21年度、平成22年度と生活保護世帯の人、市民税非課税世帯の人に接種費用を助成しました。平成21年に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)については、平成23年3月31日をもって、通常の季節性インフルエンザに移行されたところです。今後の予防接種のあり方については、国において定期二類予防接種(高齢者季節性インフルエンザ)の対象者については、予防接種法の改正も検討されているとのことですので、その結果も踏まえて今後のあり方を検討してまいります。

- ⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。(懇談当日に配布ください)

(回答)

冊子「みんなで子育て」を作成し、乳児家庭全戸訪問事業等で配布しています。  
なお、昨年12月に改訂版を発行しました。

## 6. 障害者施策について

- ① 障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

(回答)

障害福祉サービスの支給決定については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(厚生労働省)に基づき、適正な実施に努めております。

窓口対応ではニーズ把握のための傾聴をするとともに、必要に応じ、複数回の訪問調査を実施するなど、生活実態や障害の状態の把握に努めております。

- ② 大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

(回答)

重度障害者医療費助成制度が、今後とも後退することなく継続されるように大阪府に強く要望してまいります。

現在、大阪府では、福祉医療費助成制度(障害者・老人・ひとり親・乳幼児の4医療)が将来に向けて維持継続していくために、国において制度化されるよう強く要望するとともに、市町村と共同で研究会を設置し、制度のあり方を検討しています。

しかし、医療費助成制度が見直された場合、市において現行の内容での制度維持・拡充は、現下の厳しい財政状況では困難です。

- ③ 指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。

(回答)

平成24年度の事務移譲に向け、大阪府や他市からの情報収集に努め、順次準備を進めております。また、円滑な受け入れのために、必要な研修等への参加も積極的に行い、事務移譲によりさらに市民サービスが向上するよう努めているところです。